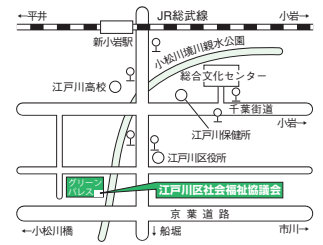


社協だより

URL <http://www.edogawa-shakyo.jp/>

第 132 号

発行/社会福祉法人
江戸川区社会福祉協議会
〒132-0031
江戸川区松島 1-38-1
グリーンパレス 1 階
電話 03(5662)5557



歳末たすけあい運動にご協力をお願いします!

実施期間

12月1日から12月31日まで

～つながり ささえあう みんなの地域づくり～



平成27年度「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」

みんなでささえあうあったかい地域づくり
お寄せいただいた募金は地域の福祉活動に使われます。詳細は赤い羽根データベース「はねっと」でご覧になれます。
<http://www.tokyo-akaihane.or.jp>

歳末たすけあい運動は、毎年、共同募金活動の一環として、地域住民の皆様のご協力により実施しています。

今年も、「つながり ささえあう みんなの地域づくり」



をスローガンに、支援を必要とする方々が、地域の中で安心して暮らせるよう、皆様からの温かいお気持ちをお届けしてまいります。

なお、この募金運動は、江戸川区の地域福祉のために皆様から善意の募金をお願いするものです。

皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

募金はこちらの窓口へ

- ★町会・自治会
- ★区事務所地域サービス係
- ★区社会福祉協議会

※郵便振替でも募金の受付を行っています。
郵便振替をご希望される方は、下記までご連絡ください。郵便振替用紙を郵送します。

【江戸川区社会福祉協議会】
☎(5662)5557

主催：東京都共同募金会
実施：江戸川区社会福祉協議会
協賛：江戸川区／町会・自治会／
民生・児童委員協議会

歳末たすけあい運動募金の活用状況は、東京都共同募金会のホームページ「はねっと」で公開されています。

<http://www.tokyo-akaihane.or.jp>

江戸川区社会福祉協議会にお寄せいただいた「歳末たすけあい募金」は、区内の地域福祉のために活用しております。

また、募金の配分計画については、歳末たすけあい運動実行委員会にて検討され、東京都共同募金会江戸川区区分推せん委員会の推せんに基づき、東京都共同募金会で決定し、その使い道は、主に民生・児童委員を通じ、直接対象者へお贈りする「激励金」と、地域での自主的な地域福祉活動を支援する「地域福祉活動費」になります。

昨年実績 26,138,387円

- ◆激励金 9,110,000円
重度障がい者、要介護熟年者等のために！
- ◆地域福祉活動費 14,825,708円
区内の地域福祉を目的とする団体などの活動や事業に対して配分を行いました！
- ◆募金活動費 2,202,679円
ポスター、チラシ、町会・自治会募金活動費等

募金はこのように活用しています！

生活福祉資金貸付制度のご案内

所得の少ない世帯、障がい者または介護を要する高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、民生・児童委員の相談援助活動の協力を得て、社会福祉協議会が窓口となり貸付を行っています。

資金種類

※教育支援資金については、受験予定の段階で予約申込みができます。早めにご相談ください。

資金種類	内容	貸付限度額	利子	連帯保証人		
生活福祉資金	教育支援資金	教育支援費	学校教育法に規定する高校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校の授業料などに必要な費用	高校 3.5万円/月 高専・短大 6万円/月 大学 6.5万円/月	無利子 不要	
		就学支度費	上記の学校の入学金のみ	50万円		
	福祉資金	福祉費（主なもの）	転宅費・出産費・葬祭費等	50万円	保証人有なら無利子 無なら年1.5%	原則必要だが無でも可
			障がい者自動車購入費 負傷又は疾病の療養費等	250万円 170万円		
		緊急小口資金	一時的な小口生活費（対象理由あり）	10万円		
	総合支援資金（離職者のみ）	生活支援費	生活再建までの生活費	複数世帯 200,000円/月 単身世帯 150,000円/月	無なら年1.5%	原則必要だが無でも可
		住宅入居費	賃貸契約時の敷金・礼金等	40万円		
		一時生活再建費	生活再建のための一時的な費用	60万円		
	不動産担保型生活資金	高齢者世帯	不動産を担保に生活費を貸付（65歳以上）	土地評価額の70%	年3%または長期プライムレートの低い方	必要
		要保護高齢者世帯		不動産評価額の70% （集合住宅は50%）		不要
生活復興支援資金（東日本大震災の被災者のみ）	一時生活支援費	今後の生活の目処が立つまでの当面の生活費	複数世帯 200,000円/月 単身世帯 150,000円/月	保証人有なら無利子 無なら年1.5%	原則必要だが無でも可	
	生活再建費	転居費用、家具什器費、車両購入費用、その他生活復興のために必要な費用	80万円			
	住宅補修費	住宅補修等に必要な費用	250万円			

この資金をご利用いただくには、詳細な要件があります。世帯の状況等をお聞きし、貸付に該当しない場合もありますので、詳しくは窓口にご相談ください。

【問合せ・申込はこちらまで】

生活福祉資金貸付担当
電話 (5662) 5557
まずはお電話にてお問合せください。
相談面接予約制 平日 9時~11時 13時~16時
土日祝休み 1回約1時間を要します。

生活安定支援事業

一定所得以下の世帯の子ども（中3、高3等）を支援するため、学習塾等の受講料や高等学校、大学等の受験料の貸付を行っています。また、低所得者・離職者の就労に関する機関をご案内します。

受験生チャレンジ支援貸付

※高校や大学等に入学した場合、一定のお手続きをしていただいた上で返済が免除となります。

学習塾等受講料貸付金

学習塾、各種受験対策講座、通信講座にかかる費用

中学・高校3年生等に対し
上限

20万円
を無利子で貸付
します！

高校受験料貸付金

上限

2万7千4百円

私立・公立を併せて、
1回2万3千円を限度に、
4回分までの受験料を
無利子で貸付します。

大学等受験料貸付金

上限

10万5千円

私立・公立を併せて、
1回3万5千円を限度に、
3回分までの受験料を
無利子で貸付します。



申請受付は、平成
28年2月中旬まで
です。

※要事前相談
事前相談は28年1月末まで

対象 次の要件をすべて満たす方

- ① 世帯の生計中心者（20歳以上）であること
- ② 課税所得又は総収入が一定基準以下であること
- ③ 預貯金等資産の保有資産額が600万円以下であること
- ④ 現在居住している場所以外に不動産所得を得る土地・建物を所有していないこと
- ⑤ 都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること
- ⑥ 生活保護受給世帯の世帯主又は構成員でないこと

★他にも要件があります。

★申込には連帯保証人が必要です。詳細は窓口までお問合せください。

【問合せ・申込はこちらまで】

生活安定支援窓口
電話 (5662) 7638
まずはお電話にてお問合せください。
相談面接予約制 平日 9時~11時 13時~16時
土日祝休み 1回約1時間を要します。

平成26年度の事業及び決算

江戸川区社会福祉協議会定款第27条の規定に基づき、平成26年度事業報告、収支計算、財産目録、貸借対照表をお知らせします。
(この決算は、監事による監査を経て、理事会、評議員会の承認を得たものです。)

平成26年度事業報告(主なもの)

1. 会議の開催

理事会(6回開催)・評議員会(3回開催)

2. 調査研究

ひとり暮らし熟年者の実態調査

- ・調査方法：民生・児童委員による訪問聞き取り調査
- ・調査期間：平成26年10月1日～平成26年11月30日
- ・調査対象者：19,839名(昭和14年9月30日以前に生まれた75歳以上の熟年者)
- ・調査結果：10,198名(区内在住のひとり暮らし熟年者)

3. 連絡調整

各地区民生・児童委員協議会に出席し、事業執行について報告と協力依頼。各種団体の行事に積極的に参加。

4. 普及宣伝

「社協だより」第128、129、130号を発行、町会・自治会を通じ回覧及びホームページ掲載。

5. 地域福祉事業

- (1) 児童女性事業
 - 関係団体助成 3団体
- (2) 熟年者福祉事業
 - ①愛の杖贈呈 1,777本
 - ②関係団体助成 3団体
- (3) 心身障がい者福祉事業
 - ①親子激励日帰りバスハイク(身体、知的障がい) 703人
 - ②ハンディキャブ貸出(3台) 延べ482件
 - ③福祉バス助成 14団体(日帰り5件、宿泊9件)
 - ④関係団体助成 38団体



6. 生活福祉資金貸付事業

- (1) 生活福祉資金貸付
 - 教育支援資金 貸付件数 66件 貸付決定額 80,365,000円
 - 福祉費 貸付件数 4件 貸付決定額 361,540円
 - 緊急小口資金 貸付件数 5件 貸付決定額 324,000円
- (2) 総合支援資金貸付
 - 貸付件数 1件 369,000円
- (3) 臨時特例つなぎ資金貸付
 - 貸付件数 0件
- (4) 不動産担保型生活資金貸付事業
 - 貸付件数 新規0件 継続7件
- (5) 要保護向け不動産担保型生活資金貸付事業
 - 貸付件数 新規3件 継続8件
- (6) 総合支援資金アフターフォロー事業



国の第二のセーフティーネットの一つである総合支援資金貸付の借受世帯に対し貸付期間終了後きめ細やかなサポートを行い、就労の継続、生活の安定を図った。

7. 緊急援護費の支給

支給件数 3,332件 支給金額 1,237,661円

8. 歳末たすけあい運動

※1面参照

9. 安心生活センター

- (1) 安心生活サポート事業(地域福祉権利擁護事業)
 - ①相談件数 125件(対象者1人につき1件、複数の相談あり)
 - 認知症高齢者 104件 知的障がい者 6件 精神障がい者 15件
 - ②支援回数 3,335回(訪問・電話対応・窓口対応)
 - 認知症高齢者 2,240回 知的障がい者 129回 精神障がい者 966回
 - ③契約件数 51件
 - 認知症高齢者 34件 知的障がい者 3件 精神障がい者 14件
 - ④生活サポーター登録者 29名
- (2) 成年後見制度利用相談事業・法人後見事業
 - ①相談件数 331件(対象者1人につき1件、複数の相談あり)
 - 認知症高齢者 302件 知的障がい者 3件 精神障がい者 14件
 - ②支援回数 3,602回(訪問・電話対応・窓口対応)
 - 法人後見 1,683回
 - 認知症高齢者 1,535回 知的障がい者 17回 精神障がい者 131回
 - 区長申立 1,039回
 - 認知症高齢者 913回 知的障がい者 66回 精神障がい者 60回
 - 後見監督 502回
 - 親族等申立 378回
 - ③法人後見受任件数 20件(平成19年度からの累計51件 内31件終了)
 - 認知症高齢者 50件 知的障がい者 1件 精神障がい者 0件
 - ④区長申立件数 52件(平成14年度からの累計233件)
 - 認知症高齢者 198件 知的障がい者 22件 精神障がい者 13件
 - ⑤後見監督受任件数 19件(平成19年度からの累計37件 内18件終了)
 - 認知症高齢者 36件 知的障がい者 1件 精神障がい者 0件
- (3) 福祉サービス苦情解決相談事業
 - 相談件数 21件(苦情内訳)
 - ①高齢者福祉3件 ②介護保険0件 ③障がい者社6件
 - ④障害者自立支援法0件 ⑤児童福祉7件 ⑥生活保護5件
 - ⑦その他0件

10. 受託事業

- (1) くつろぎの家 年間利用者数 151,721名 見学者 204名
 - ①年間行事 リズム運動、落語、生け花教室、踊り教室、琴の教室、健康相談、消費者講座
 - ②特別行事 くつろぎの家まつり、長寿を祝う集い
- (2) 熟年介護サポーター事業
 - 介護サポーター登録者 424名 活動交付金 1,622,900円(H25活動分)
- (3) くすのきカルチャーセンター
 - ①正規教室 33科目 79教室 生徒数1,770名 講師数67名・1団体
 - ②自主活動教室 306教室 5,767名
 - ③行事 開講式、自主グループ文化祭、講師研修会、修了記念行事

11. 生活安定支援事業

- (1) 受験生チャレンジ支援貸付
 - 塾等受講料 263件 貸付決定額 50,116,500円
 - 大学等受験料 226件 貸付決定額 10,188,700円
- (2) 低所得者・離職者対策事業
 - 相談件数 13件

平成26年度各会計貸借対照表総括表 (単位：円)

科 目	合 計	一 般 会 計	公益事業特別会計	歳末たすけあい運動事業特別会計	えどがわボランティア基金特別会計	法人後見支援基金特別会計
流動資産	248,958,049	237,974,489	5,983,185	375	0	5,000,000
固定資産	137,206,003	116,554,918	1	3	20,651,081	0
資産合計	386,164,052	354,529,407	5,983,186	378	20,651,081	5,000,000
流動負債	25,833,783	19,850,598	5,983,185	0	0	0
固定負債	87,212,310	87,212,310	0	0	0	0
負債合計(A)	113,046,093	107,062,908	5,983,185	0	0	0
基本金	3,000,000	3,000,000	0	0	0	0
国庫補助金等特別積立金	20,325,559	20,325,559	0	0	0	0
その他の積立金	55,816,720	55,816,720	0	0	0	0
繰越金	193,975,680	168,324,220	1	378	20,651,081	5,000,000
純資産合計(B)	273,117,959	247,466,499	1	378	20,651,081	5,000,000
負債・純資産合計(A)+(B)	386,164,052	354,529,407	5,983,186	378	20,651,081	5,000,000

平成26年度財産目録総括表 平成27年3月31日現在 (単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金	0	未払金	20,091,338
預貯金	247,967,276	預り金	5,742,445
有価証券	0	流動負債合計	25,833,783
未収金	990,773		
仮払金	0		
流動資産合計	248,958,049		
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		長期預り金	0
基本財産特定預金	3,000,000	退職給与引当金	87,212,310
(2) その他の固定資産		固定負債合計	87,212,310
その他の固定資産合計	134,206,003		
固定資産合計	137,206,003	負債の部合計	113,046,093
資産の部合計	386,164,052	差引純資産	273,117,959

平成26年度各会計収支決算総括表 (単位：円)

会 計 名	収入決算額	支出決算額	当期資金収支差額	前期末支払資金残高	当期末支払資金残高
一 般 会 計	322,168,732	396,326,944	△74,158,212	292,282,103	218,123,891
公益事業特別会計	145,898,872	145,898,872	0	0	0
歳末たすけあい運動事業特別会計	26,138,316	26,138,387	△71	446	375
えどがわボランティア基金特別会計	4,197	4,197	0	0	0
法人後見支援基金特別会計	0	0	0	5,000,000	5,000,000
合 計	494,210,117	568,368,400	△74,158,283	297,282,549	223,124,266

安心生活センターのご紹介

安心生活センターでは、熟年者や障がいのある方たちが、
住み慣れたまちで安心して暮らすための相談と支援を行っています
まずはお電話でご相談ください

成年後見制度利用相談

- ★成年後見制度は、十分な判断ができない方のために、家庭裁判所が本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選任して、その人らしい生活を送れるように法律面、生活面から保護し、支援する制度です。
- ★選ばれた成年後見人等は、本人の意思を尊重し、心身の状況に配慮しながら必要な生活支援（福祉・医療サービスの手配など）や財産の管理を行い、本人を支援・保護します。

安心生活サポート事業

認知症状のある熟年者や障がいのある方が、安心して地域で生活を送るお手伝いをする事業です。



★こんなときにはぜひご相談ください。

「福祉サービスの利用手続きが難しい」「銀行での払い戻しが不安で一緒に行ってほしい」「通帳等を失くさないか不安、預かってもらえないだろうか・・・」

※契約後は利用料がかかります。

苦情解決相談事業

「苦情を取り合ってくれない」
「事業者に直接言いづらい・・・」

利用している福祉サービスについて苦情や不満があつてお困りの時にご相談ください。内容をお聞きし、解決のための助言や調整を行います。必要な場合には、弁護士・医師・社会福祉士の苦情解決委員が、第三者機関として公正中立な立場から関係者と苦情解決に向けての話し合いをします。

成年後見制度セミナー ・講演会

成年後見制度とはどんな制度？ 親族が後見人になっているけど、制度のことが判らない、などの声に答えます。

専門の講師がお話しをします。興味のある方はぜひお越しください。

※セミナー年 4 回

※広報えどがわにてご案内いたします。

平成27年度江戸川区社会福祉協議会 成年後見講演会

介護劇とシンポジウム

第1部 介護劇「あたしは、あたし」 江戸川介護劇団たなごころ

～認知症でひとり暮らしの高齢者と成年後見人との交流を描く～

第2部 シンポジウム

～誰もが生きがいと安心を感じながら生活できる地域を目指して～

※地域で活動している、自治会・地域ボランティア団体からの報告をお聞きします。

日時 平成28年 2月14日 (日曜日)

開場13時 開演13時30分～16時

場所 タワーホール船堀 5F小ホール



相談窓口

月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時 電話03(3653)6275